



東白川村入札参加資格審査申請書（物品・役務等）の提出について

平成29年度は更新年です。平成30年度～31年度（物品・役務等）競争入札参加資格審査申請の受付を行います。

東白川村が発注する（1）物品製造・販売、（2）物品買受、（3）物品貸付、（4）役務提供の競争入札（及び随意契約）に参加を希望される場合は、以下の要領により、入札参加資格審査申請書（物品・役務等）を提出してください。

なお、「建設工事」「測量・建設コンサルタント等業務」の入札参加資格審査については、県・市町村入札参加資格審査申請共同受付での対応となります。

（URL：<https://www.kyoushin.crcr.or.jp/manualEuran.do>）

1. 資格

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者で、当該事業を営んでいる者。

2. 提出方法

持参または郵送にて受付します。

①持参される方

- ・受付場所 庁舎2階 総務課カウンター
- ・受付期間 平成30年2月1日から平成30年2月28日まで（土曜日、日曜日、祝日は除く）
- ・受付時間 午前9時00分～12時00分・午後1時00分～4時00分

②郵送される方

- ・郵送先 〒509-1392 岐阜県加茂郡東白川村神土548番地
東白川村役場総務課参与室 行き
- ・受付期間 平成30年2月1日から平成30年2月28日まで（必着）
- ・注意事項 **返信用ノギキを同封してください。※宛名（申請者）**を書いてお送りください。

3. 提出書類

申請される方は、別紙「提出書類一覧表」中、○印及び該当する△印の書類を提出してください。様式は東白川村独自様式です。（東白川村ホームページからダウンロードできます。）

ホームページURL <http://www.vill.higashishirakawa.gifu.jp/jigyousha/shinsa/>

4. 注意事項

- ・平成30年**4月1日より随時受付**を開始いたします。
- ・諸証明書等については、A4サイズにて複写されたものでも構いません。ただし、不明瞭な複写のものは受付できませんので、ご注意ください。
- ・別紙「提出書類一覧表」の順に**ファイル綴じ**で提出してください。※ファイル色不問

5. 有効期間

2年間（平成30・31年度）

6. 問い合わせ先

- ・東白川村役場 総務課参与室
〒509-1392 加茂郡東白川村神土548 Tel 0574(78)3111 内線440

東白川村入札参加資格審査申請書（物品・役務等）提出書類一覧表

○印=必要書類 △印=該当時提出

| 提出書類 | | 説明 |
|--|---|--|
| 1 入札参加資格審査申請書 | ○ | |
| ※「委任をうけて東白川村と取引を行う支店（営業所等）」の欄 | | 村との取引上の権限を委任する場合は記載してください。 |
| ※「使用印鑑」の欄 | | 村と契約等に使用する印鑑を押してください。 |
| 2 委任状 申請書にて委任の確認ができる場合は必要ありません。 | △ | 営業所等へ村との取引上の権限を委任する場合のみ提出してください。 |
| 3 営業・事業概要書 (2頁) | ○ | 全2年間の決算書により記入してください。 |
| ※ 「8の法令の規定による営業上の免許、許可、認可」の欄 | | 次の例を参考にご記入ください。また、写しの添付が必要です。 【営業に関し必要な許認可等の例】 自動車車検整備、建物衛生環境管理、貯水槽・浄化槽保守清掃、廃棄物処理、警備業務、運送業、旅行業、食品製造、労働者派遣、等の業務 医薬品、医療用具、計量器、毒物劇物、農薬、発油、ガス、石油製品、食品、肥料、等の販売 |
| 4 物品・その他取扱品目一覧表 | ○ | 村との取引を希望するものについて一覧中の□に■で表示してください。「その他」に該当する場合は、その下の()にご記入ください。 |
| 5 消費税及び地方消費税の未納税額のない証明書（その3様式）の写し | △ | 税務署において発行されます。ただし、免税業者は除きます。 |
| 6 市町村民税（都においては都民税）の納税証明書の写し | ○ | 登録をする事業所所在地における、過去1年間の未納税額のない証明書の写し（過去1年以内に営業所等を開設した場合は、法人村民税開設届出書の写し） ただし東白川村内に事業所を置く方は東白川村税全てにおいて完納である証明書の写しが必要です。 |
| 7 商業登記簿謄本の写し 又は 身元（分）証明書の写し ※ これは、代表者及び受任者が禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者でないことを確認するものです。 | ○ | 法人にあつては商業登記簿謄本の写し、個人にあつては身元（分）証明書（本籍地にて発行）の写し。また、受任者が役員以外で謄本に記載がない場合、身元（分）証明書の写し。外国籍の場合当該国の管轄官庁の発行する又は権限のある機関の発行する書面が必要です。 |
| 8 営業許可・認可証（写し） | △ | |
| 返信用ハガキ | △ | 郵送にて申請される方は綴じ込まず同封してください。要表書き。 |

- **上記の順**で、ファイル綴じで提出してください。ファイル色不問。
- 官公庁が発行した証明書類は、3ヶ月以内に発行したものの写しを提出してください。
- 申請書の提出は、できるだけ早めをお願いします。